

三商レポート

第八十五話 「小さな前進」

～東日本大震災に伴う民法の特例法～

相続プラザ(株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

今回の震災で多くの方が亡くなった。民法では、亡くなった瞬間に相続が開始する。権利・義務の主体に空白が生じないよう、何の手続をしなくても法定相続人が法定相続分に従って法律上当然に財産や借金を相続したことになる。ただし、「自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月以内に」限定承認するか相続放棄するかを選択する権利が与えられている。限定承認すれば、全て相続するが借金については相続したプラス財産の範囲内で責任を負えばよいことになる。相続放棄を選択すれば、初めから相続人でなかったことになるので何も相続できないが借金からも解放される。3 ヶ月以内に何の手続もしなければ、単純承認したものとみなされて財産も借金も全て相続したことに確定する。

しかし、今回の震災に伴う相続手続きを民法の原則通りに扱っては不都合な結果になることが予想されていた。多くの方が一瞬にして家や家族を流され、生き残った被災者である相続人は、悲しみのなか不自由な避難所生活を続けざるを得なかった。こうした状況のなかで、3 ヶ月以内に亡くなった家族の借金の有無や額や連帯保証債務を調べることは極めて困難である。「3 ヶ月」という期間制限のあることを知らない人も多い。ましてや、3 ヶ月の期間を延ばすことのできる「期間伸長の申立」の制度があることを知る人は少ない。こうした状況の中、震災から3 ヶ月が経過していた。

6月21日、限定承認や相続放棄をするための熟慮期間を平成23年11月30日まで延長する法律が成立し施行された。被災者救済の手続のためには、小さいけれども前進といえる。しかし、「なぜ11月30日まで？」という疑問が残る。もう少し長く、せめて震災から「1年間」は延長してもよかったのではないかと思う。菅内閣が「8月末までには、仮設住宅への入居を完了させる」と約束したことへのこだわりが背景にあるのかもしれない。仮設住宅へ入居すれば、通常の相続と同じように平穩に調査・判断できると考えたのだろうか。

この民法の特例には、いくつかの注意点がある。

- ① この特例が使えるのは、東日本大震災の被災者に限られる。具体的には、震災が発生した3月11日に岩手県・宮城県・福島県のほか、災害救助法が適用された市区町村に「住所」を有していた方に限られている。
- ② 「住所」を有していたかどうかは、家庭裁判所が住民票、勤務証明書、在学証明書、公共料金の支払記録などから判断する。住民票がなくても、生活の本拠があったかどうかで決まる。
- ③ 相続人が東日本大震災の被災者であることが必要である。亡くなった方が被災者であることや、相続財産が被災地にあることは関係がない。これは、この特例法が被災による生活の混乱のため、3ヶ月の熟慮期間中に相続放棄や限定承認の判断をし、あるいは家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立をすることが困難であることを前提にしているからである。そのため、家族が被災し亡くなっても、相続人が東京・大阪・福岡などで生活していた場合は対象とならない。
- ④ 相続人が複数いる場合、熟慮期間はそれぞれの相続人ごとに進行する。特例法は、この点を改めてはいない。そのため、相続人のうち東日本大震災の被災者だけに特例が適用される。では、東京にいる相続人が既に3ヶ月の熟慮期間を過ぎて場合、「共同相続人の全員が共同してのみ」申立てることができる限定承認の申立はできなくなるのか。共同相続人の積極的な処分行為と区別し、熟慮期間の経過については最後の相続人を基準にするのが実務となっている。申立は可能である。
- ⑤ 11月30日までに判断できない時は、更に期間伸長の申立をすることができる。ただし、11月30日までに申立をする必要がある。
- ⑥ 11月30日まで延長されたが、それまでに相続財産の一部でも「処分」していたらこの特例は使えない、と明記されている。「処分」していたら、相続する意思があったとみなされて単純承認したことになる。従来の解釈を確認したものといえる。しかし、もう少しあたたかな配慮がほしかった。被災者は、生活のため緊急に亡くなった人の預金を引き降ろしたり、仕事のため売掛金を請求したりせざるをえなかった。これを一律に「処分」としては気の毒である。家庭裁判所が相続放棄などの申立を受けつける際には、従来以上に柔軟な運用をしてもらいたい。
- ⑦ この特例は、3月11日以降の相続に限られない。平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った方も対象となる。3ヶ月以内に申立をするつもりでいたとしても、その後の震災で生活が混乱していた状況に変わりはないからである。

今回の震災で被災された債務者が、自己破産を選択する場合が増えると予想されている。自己破産し免責が得られれば、債務者は債務から解放される。しかし、従来の法律では連帯保証人の責任はそのまま残ることになる。この点への配慮も法律化により実現してほしい。震災を契機に、小さな前進の積み重ねによる変化を期待したい。

(2011年7月1日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～